

関東信越厚生局への届出事項に関する事項

厚生労働大臣の定めにより、次の施設基準等に係る届出を行っております。

基本診療料

- * 医療DX推進体制整備加算 5
- * 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料 1)
- * 急性期充実体制加算 1
- * 救急医療管理加算
- * 超急性期脳卒中加算
- * 診療録管理体制加算 3
- * 医師事務作業補助体制加算 1 (25対1)
- * 急性期看護補助体制加算(50対1)
 - 告示注 2) 夜間100対1急性期看護補助体制加算
 - 告示注 3) 夜間看護体制加算
 - 告示注 4) 看護補助体制充実加算 1
- * 看護職員夜間配置加算(12対1配置加算1)
- * 重症者等療養環境特別加算
- * 無菌治療室管理加算 1・2
- * 緩和ケア診療加算
- * 栄養サポートチーム加算
- * 医療安全対策加算 1
 - 告示注 2) 医療安全対策地域連携加算 1
- * 感染対策向上加算 1
 - 告示注 2) 指導強化加算
- * 患者サポート体制充実加算
- * 重症患者初期支援充実加算
- * 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- * ハイリスク妊娠管理加算
- * ハイリスク分娩管理加算
- * (年間分娩件数：329件、医師15人、助産師18人)
- * 後発医薬品使用体制加算 3
- * 病棟薬剤業務実施加算 1・2
- * データ提出加算 2
- * 入院支援加算 1
 - 告示注 7) 入院時支援加算
- * 認知症ケア加算 1
- * せん妄ハイリスク患者ケア加算
- * 精神疾患診療体制加算
- * 地域医療体制確保加算
- * ハイケアユニット入院医療管理料 1
- * 小児入院医療管理料 2
 - 告示注 2) プレイルーム加算 1
 - 告示注 7) 養育支援体制加算
- * 特定集中治療室管理料 4
 - 告示注 2) 小児加算
 - 告示注 4) 早期離床・リハビリテーション加算
 - 告示注 5) 早期栄養介入管理加算
- * 特定集中治療室管理料 6
 - 告示注 2) 小児加算
- * 救命救急入院料 1
 - 告示注 3) 救急体制充実加算 2
 - 告示注 6) 小児加算

特掲診療料

- * ウイルス疾患指導料
- * 外来栄養食事指導料(注 3 に掲げるがん専門管理栄養士が栄養食事指導を行う場合)
- * 植込型除細動器移行期加算
- * 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規程する遠隔モニタリング加算
- * 糖尿病合併症管理料
- * がん性疼痛緩和指導管理料
- * がん患者指導管理料イ・ロ・ハ・ニ
- * 外来緩和ケア管理料
- * 移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
- * 糖尿病透析予防指導管理料
- * 小児運動器疾患指導管理料
- * 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- * 婦人科特定疾患治療管理料
- * 腎代替療法指導管理料
- * 二次性骨折予防継続管理料 1
- * 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- * 院内トリアージ実施料
- * 外来放射線照射診療料
- * 外来腫瘍化学療法診療料 1
- * 外来腫瘍化学療法診療料の注 8 に規定する連携充実加算
- * 外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
- * 療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算
- * がん治療連携計画策定料
- * ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- * 肝炎インターフェロン治療計画料
- * 薬剤管理指導料
- * 医療機器安全管理料 1・2
- * 救急患者連携搬送料
- * 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- * 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- * 遺伝学的検査
- * 骨髄微小残存病変量測定
- * BRCA 1/2 遺伝子検査
- * HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- * ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含むもの)
- * ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- * 検体検査管理加算 I・IV
- * 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- * 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- * ヘッドアップティルト試験
- * 単線維筋電図
- * 脳波検査判断料 1
- * 神経学的検査
- * 全視野精密網膜電図
- * コンタクトレンズ検査料 1
- * 小児食物アレルギー負荷検査
- * 内服・点滴誘発試験
- * 画像診断管理加算 1
- * CT撮影及びMRI撮影
- * 冠動脈CT撮影加算
- * 心臓MRI撮影加算
- * 抗悪性腫瘍処方管理加算
- * 外来化学療法加算 1
- * 無菌製剤処理料
- * 心大血管疾患リハビリテーション料 I
- * 脳血管疾患等リハビリテーション料 I
- * 運動器リハビリテーション料 I
- * 呼吸器リハビリテーション料 I
- * がん患者リハビリテーション料
- * 集団コミュニケーション療法料
- * 人工腎臓
- * 導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
- * 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- * ストーマ合併症加算
- * 皮膚悪性腫瘍切除術におけるセンチネルリンパ節加算
- * 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
- * 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- * 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- * 椎間板内酵素注入療法
- * 緊急穿頭血腫除去術
- * 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- * 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- * 癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- * 角結膜悪性腫瘍切除手術
- * 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入(プレートのあるもの))
- * 緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- * 緑内障手術(濾過泡再建術(meedle法))
- * 経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
- * 人工内耳植込術
- * 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)
- * 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- * 乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検(併用)(乳がんセンチネルリンパ節加算1)
- * 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検(単独)(乳がんセンチネルリンパ節加算2)
- * ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- * 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術
 - (内視鏡手術支援機器を用いる場合)
- * 胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- * 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術
 - (内視鏡手術支援機器を用いる場合)
- * 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 区域切除
 - (内視鏡手術支援機器を用いる場合)
- * 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの(内視鏡手術支援機器を用いる場合)
- * 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- * 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- * 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- * 胸腔鏡下弁形成術
- * 経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的動脈弁置換術)
- * ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- * ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- * 両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- * 植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極除去術
- * 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- * 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- * 経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- * 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)(傍大動脈)(側方)
- * 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- * 腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
- * 腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- * 腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- * 腹腔鏡下胃全摘術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- * 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)
- * バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- * 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- * 胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- * 腹腔鏡下肝切除術
- * 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- * 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- * 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
 - (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- * 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- * 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術
 - (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- * 内視鏡的小腸ポリープ切除術
- * 腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- * 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)
- * 腹腔鏡下副腎摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- * 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- * 腹腔鏡下腎盂形成手術
 - (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- * 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- * 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
 - (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- * 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- * 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準

- * 入院時食事療養(I)